

みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

みよし市長 小野田 賢 治

みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則(平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市内における建築行為等に係る後退用地の確保及び整備に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、みよし市における建築行為等に係る後退用地に関する要綱(平成29年4月1日)に基づき、建築行為等に係る後退用地を確保することにより、安全・安心なまちづくりを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路をいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は狭あい道路ががけ地、河川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路の境界線と道路後退線の間を介在する土地をいう。
- (4) すみ切り用地 狭あい道路の道路後退線が他の道路の境界線(当該地の道路が狭あい道路である場合は、道路後退線)と交わる箇所の角地の交差角を挟む二辺を含む土地で、次に掲げるものをいう。
 - ア 角地の交差角が60度以上120度以内の場合にあつては、当該隅角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線の長さが3メートルとなる線と当該2辺によって囲まれる三角形の範囲の土地とする。
 - イ 角地の交差角が60度未満の場合にあつては、当該角地の隅角を頂点とする底辺の長さが4mの二等辺三角形の範囲の土地とする。
- (5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物及びこれに付随する擁壁をいう。

- (6) 工作物等 建築物等以外の工作物、宅地内配管、樹木等をいう。
- (7) 建築行為等 建築物等を建築又は築造することをいう。
- (8) 所有権者等 狭あい道路に接する土地及び後退用地の所有権者、借地権者、抵当権者その他土地について使用収益又は処分の権限を有する者をいう。
- (9) 寄附申請者 みよし市における建築行為等に係る後退用地に関する要綱第7条の規定に基づき、後退用地等を市に寄附しようとする者をいう。
- (10) 整備 市が狭あい道路に係る後退用地又はすみ切り用地について、その所有者等から寄附を受けた当該用地について道路の一部として利用が可能な状態にすることをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税等を完納している者

(補助金及び奨励金の額)

第5条 市長は、寄附申請者が後退用地等を市に寄附することとなった場合においては、寄附申請者に対して、これらの用地を確定するために必要な測量費に要する費用について、別表に定める額の補助金を交付することができる。

2 市長は、寄附申請者が後退用地等を市に寄附することとなった場合においては、寄附申請者に対して、これらの用地内に存する工作物等を除去するために要する費用について、別表に定める額の補助金を交付することができる。

3 市長は、2方向以上の狭あい道路に接する敷地の2方向目以上の後退用地やすみ切り用地について、みよし市における建築行為等に係る後退用地に関する要綱第9条の規定により所有権移転の手続を完了した場合は、当該すみ切り用地を市に寄附した者に対し、別表に定める額の奨励金を交付することができる。

(交付の申請)

第6条 前条第1項若しくは第2項の補助金又は前条第3項の奨励金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という）は、各年度の12月1日までに、狭あい道路拡幅整備補助金等交付申請書（様式第1号）にみよし市における建築行為等に係る後退用地に関する要綱第5条第2項の通知の写し及び補助金等の額の算出の基礎となる資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに狭あい道路拡幅整備補助金等交付決定通知書(様式第3号)により、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(計画変更)

第7条 交付申請者は、補助金等の交付決定通知を受けた後において計画の変更をする場合は、直ちに市長に狭あい道路拡幅整備計画変更交付申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による狭あい道路拡幅整備計画変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第2項の規定による決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、狭あい道路拡幅整備補助金等変更決定通知書(様式第5号)により、交付申請者に通知しなければならない。

(補助金等の支払い)

第8条 交付申請者は、事業が完了し補助金等を請求する場合については、狭あい道路拡幅整備補助金等実績報告書(様式第6号)の提出に併せ、請求書(様式第7号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があった場合は、内容を審査し補助金等を支払うものとする。

(補助金等の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金等の交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為により当該補助金等の交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受けて開発行為(自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもので、後退用地

を寄附しようとする場合を除く。)を行う場合

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業を施行する場合

(3) 道路境界線について、関係者の同意を得られないため、道路境界線の確認が成立しない場合

(4) みよし市生活環境整備事業分担金の徴収に関する条例（昭和56年三好町条例第8号）に規定する事業により整備を行う場合

(5) みよし市公有財産の寄附受納基準に基づく寄附受納ができない場合

(6) その他市長が補助金等を交付することが適当でないと認める場合
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

項目	内容	金額
測量費補助金	後退道路用地確定に伴う、測量及び分筆登記に係る費用	1件当たり 上限70万円
フェンス、塀、門等撤去費補助金	後退用地等内にあるフェンス、塀、門、擁壁、樹木等を除去し（配管等の移設及び土間コンクリート等の撤去を含む。）、道路築造に支障のない形態にする費用	寄附用地の間口延長1メートル当たり1万円（上限10万円）
すみ切り用地に係る奨励金	後退用地と共にすみ切り用地を寄附する場合の奨励金	固定資産税評価額を敷地面積で割り返した1㎡当たりの額×1/2×すみ切り用地の面積（㎡）

備考

1 フェンス、塀、門等撤去費補助金の額の算定の基礎となる長さが0.1メートルに満たないときはこれを切り捨て、その長さに0.1メートル未満の端数があると

きは当該端数を切り捨てて計算する。

- 2 すみ切り用地に係る奨励金の額の算定の基礎となるすみ切り用地の面積が0.1㎡に満たないときはこれを切り捨て、その面積に0.1㎡未満の端数があるときは当該端数を切り捨てて計算する。
- 3 すみ切り用地に係る奨励金の合計額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

様式第1号（第6条関係）

年度狭あい道路拡幅整備補助金等交付申請書

年 月 日

みよし市長 様

住所
氏名 印
電話番号 () -

みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金又は奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金等

- ア 要綱第4条第1項に規定する補助金
- イ 要綱第4条第2項に規定する補助金
- ウ 要綱第4条第3項に規定する奨励金

2 協議結果通知書番号及び年月日

第 号 年 月 日

3 事業等の完了予定期日

年 月 日

4 交付を受けようとする補助金等の額

金 円

内 訳

- ア 要綱第4条第1項に規定する補助金 _____ 円
- イ 要綱第4条第2項に規定する補助金 _____ 円
- ウ 要綱第4条第3項に規定する奨励金 _____ 円

注 1 「1 交付を受けようとする補助金等」は、該当する記号に○を付けてください。

2 添付書類

- ・協議済書の写し（変更がある場合は、変更協議済書の写し）
- ・補助金ア・イ・ウに係る算出根拠となる書類（見積書等）

私は、上記補助金交付申請の審査資料として住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日

申請者 _____ 印

様式第2号（第6条関係）

狭あい道路拡幅整備補助金に係る見積計算書

平成 年 月 日

住所

殿

名称（名称及び代表者氏名）

印

所在		準備打合せ		数量	報酬額	業務打合せ		数量	報酬額	
		1時間				1時間				
1	調査	(1) 打合せ業務	基本額	数量		報酬額				
		(2) 作業種別		数量		報酬額		備考		
		資料調査								
		ア 公簿類								
		イ 地図類								
	業務	現地確認	ウ 図面							
			エ 疎明書面							
			① 事前調査	基本額	数量		報酬額		備考	
		立会業務	② 筆界確認	ア 多角測量						
				イ 復元測量						
			③ 立会業務	ウ 画地調整	基本加算					
					民有地	A 立会確認				
						B 測距探索				
				公共用地	C 特殊作業					
					A ランク					
	0.6A ランク									
	B C ランク									
調査業務小計									0	
2	測量業務	(1) 面積測量			m ²					
					m ²					
	ウ 引照点測量	ア 境界点測設						0		
		イ 境界標埋設								
		ウ 引照点測量								
測量業務小計									0	
3	登記等手続		基本額	数量		報酬額		備考		
		分筆登記								
		件数加算								
		筆数加算								
		現地調査費								
申請手続小計									0	
4	書類の作成等	地役権図面、地形図								
		登記承諾書、一部抹消承諾書								
		現地調査書								
		現況測量図								
		工事承諾書								
		完了報告書								
		謄抄本交付手続								
書類の作成費小計									0	
旅費（往復20kmを超える場合）		（往復 -20km） × 回 = km								
①	報酬額合計								0	
②	消費税								0	
③	小計 ① + ②								0	
④	立替金									
⑤	総合計計算額 ③ + ④								0	

土地家屋調査士登録番号	
土地家屋調査士会登録社員番号	
公共嘱託調査士会登録社員番号	

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

みよし市長

印

狭あい道路拡幅整備補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度狭あい道路拡幅整備補助金等については、みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金等の額 金 円

内 訳

ア 要綱第4条第1項に規定する補助金	_____円
イ 要綱第4条第2項に規定する補助金	_____円
ウ 要綱第4条第3項に規定する奨励金	_____円

2 補助金等交付の条件

- ・みよし市公有財産境界確定事務取扱要領に基づく用地確定測量、みよし市公有地の取得及び処分に関する事務取扱規程による、寄附採納の手続を行って下さい。
- ・交付申請内容に変更が生じた場合は、狭あい道路拡幅整備計画変更交付申請の手続を行ってください。
- ・寄附用地の境界確定、分筆登記及び所有権移転が行われ、また、寄附用地内に支障となる物件等がある場合は撤去完了後、実績報告書の提出をして下さい。
- ・完了実績報告書提出時には寄附採納願を併せて提出して下さい。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

年度狭あい道路拡幅整備計画変更交付申請書

みよし市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度狭あい道路拡幅整備補助金等について、下記のとおり計画を変更したいので、みよし市
狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、承認されたく申請し
ます。

記

1	補助金等変更申請額	金	円		
	内 訳		変更前		変更後
	ア	要綱第4条第1項に規定する補助金	円	⇒	円
	イ	要綱第4条第2項に規定する補助金	円	⇒	円
	ウ	要綱第4条第3項に規定する奨励金	円	⇒	円

2 変更の理由

3 変更計画の内容

4 添付書類

- ・補助金額等に変更がある場合は、その根拠となる書類
- ・その他変更内容を明らかにする書類

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
名 称

様

みよし市長

印

狭あい道路拡幅整備補助金等変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した 年度狭あい道路
拡幅整備に対する補助金等の交付決定を、みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第
7条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更する。

記

1	補助金等変更決定額	金	円	
	内 訳		変更前	変更後
	ア	要綱第4条第1項に規定する補助金	円	⇒ 円
	イ	要綱第4条第2項に規定する補助金	円	⇒ 円
	ウ	要綱第4条第3項に規定する奨励金	円	⇒ 円

2 条件

- ・みよし市公有財産境界確定事務取扱要領に基づく用地確定測量、みよし市公有地の取得及び処分に関する事務取扱規程による、寄附採納の手続を行って下さい。
- ・交付申請内容に変更が生じた場合は、狭あい道路拡幅整備計画変更交付申請の手続を行ってください。
- ・寄附用地の境界確定、分筆登記及び所有権移転が行われ、また、寄附用地内に支障となる物件等がある場合は撤去完了後、実績報告書の提出をして下さい。
- ・完了実績報告書提出時には寄附採納願を併せて提出して下さい。

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

年度狭あい道路拡幅整備補助金等実績報告書

みよし市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金等の交付決定を受けた

年度 狭あい道路拡幅整備補助金等を完了（廃止・中止）したので、みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

狭あい道路拡幅整備事業に寄与

2 添付書類

(1) 請求書の写し

(測量又は支障となる物件を撤去するために要した費用に係るもの)

(2) 寄附用地にかかる測量の成果（境界等のデータを含む。）

(3) 工事完了後の現場状況写真

様式第7号（第8条関係）

請 求 書

みよし市長 様

金 _____ 円

年度狭あい道路拡幅整備補助金等として、みよし市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、上記の金額を請求します。

年 月 日

住所

氏名

印

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	本店（出張所） 支店 支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む。）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		